



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年7月4日火曜日 第1774号

◇ 目 次 ◇

救急病院の撤回.....	571
地籍調査の成果の認証.....	571
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	571
保安林の指定施業要件の変更.....	571
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	572
道路の区域変更（県道落久万線）.....	573
道路の供用開始（"）.....	574
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	574
道路の供用開始（"）.....	574
開発行為に関する工事の完了.....	574

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	574
愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	575

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表.....	576
-----------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1005号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
医療法人社団温和会中山記念病院	今治市南宝来町二丁目2番地5	医療法人社団温和会

○愛媛県告示第1006号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
東温市	則之内・河之内の一部	平成16年度から平成17年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿
大洲市	長浜町黒田の一部	平成16年度から平成17年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年7月4日

○愛媛県告示第1007号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年7月5日から8月2日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第1008号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八幡浜市保内町宮内7番耕地42の1から7番耕地42の15まで、7番耕地44の1から7番耕地44の3まで、7番耕地122の1、7番耕地122の2、7番耕地123の1、7番耕地123の2、7番耕地175の1から7番耕地175の8まで、7番耕地181の1から7番耕地181の11まで、8番耕地259の1、8番耕地264の1、8番耕地264の3、8番耕地264の4、8番耕地265の2、8番耕地266、8番耕地268の1、8番耕地287の1、8番耕地287の2、8番耕地289の1、8番耕地316の1、8番耕地317の1、8番耕地317の2、8番耕地318の1、8番耕地318の6、8番耕地319の1から8番耕地319の11まで、8番耕地327の1から8番耕地327の4まで、8番耕地328の1、8番耕地328の2、8番耕地332の1から8番耕地332の4まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町宮内7番耕地122の1、7番耕地122の2、7番耕地123の1、7番耕地123の2、8番耕地259の1、8番耕地264の1、8番耕地264の3、8番耕地264の4、8番耕地265の2、8番耕地2

66、8番耕地268の1、8番耕地287の1、8番耕地287の2、8番耕地289の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八幡浜市保内町宮内7番耕地42の1から7番耕地42の15まで、7番耕地44の1から7番耕地44の3まで、7番耕地122の1、7番耕地122の2、7番耕地123の1、7番耕地123の2、7番耕地175の1から7番耕地175の8まで、7番耕地181の1から7番耕地181の11まで、8番耕地259の1、8番耕地264の1、8番耕地264の3、8番耕地264の4、8番耕地265の2、8番耕地266、8番耕地268の1、8番耕地287の1、8番耕地287の2、8番耕地289の1、8番耕地316の1、8番耕地317の1、8番耕地317の2、8番耕地318の1、8番耕地318の6、8番耕地319の1から8番耕地319の11まで、8番耕地327の1から8番耕地327の4まで、8番耕地328の1、8番耕地328の2、8番耕地332の1から8番耕地332の4まで

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町宮内7番耕地122の1、7番耕地122の2、7番耕地123の1、7番耕地123の2、8番耕地259の1、8番耕地264の1、8番耕地264の3、8番耕地264の4、8番耕地265の2、8番耕地266、8番耕地268の1、8番耕地287の1、8番耕地287の2、8番耕地289の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1009号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ

とができる。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町御荘平山503番3から同526番2に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から24点までを順次直線で結んだ線、並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.10メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町御荘平山522番地内に設置された金属錐)は、北緯32度58分21秒、東経132度32分02秒の地点

1点は、基点から真北127度46分19秒78.87メートルの地点

2点は、1点から真北160度11分00秒25.01メートルの地点

3点は、2点から真北303度34分28秒15.08メートルの地点

4点は、3点から真北33度34分28秒3.10メートルの地点

5点は、4点から真北303度34分28秒40.25メートルの地点

6点は、5点から真北213度34分28秒3.10メートルの地点

7点は、6点から真北318度07分47秒8.90メートルの地点

8点は、7点から真北48度07分47秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北318度07分47秒2.20メートルの地点

10点は、9点から真北228度07分47秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北318度07分47秒13.65メートルの地点

12点は、11点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

13点は、12点から真北318度07分47秒0.50メートルの地点

14点は、13点から真北228度07分47秒0.20メートルの地点

15点は、14点から真北318度07分47秒23.50メートルの地点

16点は、15点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

17点は、16点から真北 318 度07分47秒0.50メートルの地点

18点は、17点から真北 228 度07分47秒0.20メートルの地点

19点は、18点から真北 318 度07分47秒 23.50メートルの地点

20点は、19点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

21点は、20点から真北 318 度07分47秒0.50メートルの地点

22点は、21点から真北 228 度07分47秒0.20メートルの地点

23点は、22点から真北 318 度07分47秒 13.75メートルの地点

24点は、23点から真北 8 度07分47秒 16.93メートルの地点

(3) 面積

1,609.55平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年3月18日 愛媛県指令15港第364号

4 しゅん功認可年月日

平成18年7月4日

○愛媛県告示第1010号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町外泊 491 番 2 から同 493 番に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線、並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町外泊 495 番 1 地先の外泊第 5 防波堤に設置された金属鈎）は、北緯32度56分18秒、東経132度28分46秒の地点

1 点は、基点から真北 230 度56分36秒 90.96メートルの地点

2 点は、1 点から真北 0 度17分29秒 4.51メートルの地点

3 点は、2 点から真北77度44分05秒 10.10メートルの地点

4 点は、3 点から真北 167 度44分05秒 1.00メートルの地点

5 点は、4 点から真北77度44分05秒 3.10メートルの地点

6 点は、5 点から真北 347 度44分05秒 1.00メートルの地点

7 点は、6 点から真北77度44分05秒 25.90メートルの地点

8 点は、7 点から真北 167 度44分05秒 1.00メートルの地点

9 点は、8 点から真北77度44分05秒 3.10メートルの地点

10 点は、9 点から真北 347 度44分05秒 1.00メートルの地点

11 点は、10 点から真北77度44分05秒 7.80メートルの地点

12 点は、11 点から真北18度35分57秒 12.44メートルの地点

(3) 面積

643.88平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年2月10日 愛媛県指令16港第672号

4 しゅん功認可年月日

平成18年7月4日

○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙951番2から 同町下畑野川乙955番4まで	旧	メートル 4.4~8.5	キロメートル 0.179	
			新	5.4~79.8	0.117	

○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川乙951番2から 同町下畑野川乙955番4まで	平成18年7月4日

○愛媛県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦2092番2	旧	メートル 22~44	キロメートル 0.095	
			新	33~234	0.075	

○愛媛県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦2092番2	平成18年7月4日

○愛媛県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第12号 平成18年6月20日	伊予市上野字唐井863番3	伊予市上野2277番地2 水口 義 寛

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月22日	特定非営利活動法人 福寿会	松浦 岩 小	愛媛県宇和島市伊吹町甲1692番地2	この法人は、認知症高齢者や高齢者の自立支援及びその家族の介護負担軽減を目的とし、個性を大切にした居宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り広く公益に貢献することを目的とする。

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成19年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成18年7月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成19年2月7日（水） イ 面接試験 平成19年2月8日（木） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成18年11月17日（金）	四国中央市 中之庄町16 84番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、12人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成19年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

- (1) 一般入学試験
国語総合（旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。）
数学Ⅰ
英語Ⅰ及び英語Ⅱ

- (2) 推薦入学試験
小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
ア 一般入学試験
平成19年1月10日（水）から1月26日（金）まで
イ 推薦入学試験
平成18年10月25日（水）から11月7日（火）まで
ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 提出先
〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地3
愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

- (1) 次の書類等を提出すること。
ア 入学願書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。）
イ 受験写真票及び受験票（募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。）
ウ 調査書その他これに相当する書類
エ 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒を使用すること。）

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

- (2) 入学選考料として14,200円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。
- (3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成19年2月23日（金）午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成18年12月1日（金）に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、可否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校
電話（0896 24 5755）

監 査 公 表

○公表第23号

西嶋吉光外16名から提出された愛媛県警察本部刑事部捜査第一課において県予算から支出される捜査報償費の不正な支出に關与した職員に關する措置請求について、次のとおり決定した。

平成18年7月4日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一
決 定 書

松山市	請求人	西嶋 吉光
松山市	同	東 俊一
松山市	同	薦田 伸夫
伊予郡砥部町	同	高田 義之
松山市	同	今川 正章
松山市	同	水口 晃
松山市	同	野垣 康之
松山市	同	山口 直樹
松山市	同	中川 創太
松山市	同	中尾 英二
松山市	同	村上 勝也
松山市	同	草薙 順一
伊予郡松前町	同	一色 和喜
東温市	同	東 玲治
松山市	同	戒田 隆
松山市	同	石尾 勇
松山市	同	芳我 泰雄

平成18年4月26日付けで上記請求人らから提出された愛媛県警察本部刑事部捜査第一課（以下「捜査第一課」という。）において県予算から支出される捜査報償費（以下「捜査報償費」という。）の不正な支出に關与した職員に關する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人らの請求を棄却する。

請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内

容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 捜査第一課における、平成11年度から平成17年度までの間の、捜査報償費の予算の執行状況に対して監査を行い、違法又は不当な予算執行について、返還を求めするなど適切な措置を講じることを請求する。
- 2 捜査報告書の流出
平成18年3月8日、捜査第一課の警部（以下「A警部」という。）の私物のパソコンから、大量の捜査資料などがインターネット上に流出したと報道された。A警部が使用していたファイル交換ソフトウィニーがウイルスに感染したためとのことであるが、流出した捜査資料の中に、疎明資料として添付した捜査報告書（以下「流出文書」という。）があった。
- 3 流出文書の概要
流出文書は、平成14年3月から平成15年1月までの日付のものであるが、いずれも、捜査第一課所属の「司法警察員警部補」が、捜査第一課の課長である「司法警察員警視」にあてて、情報提供者や捜査協力者に対し、捜査報償費である情報提供謝礼や捜査協力謝礼を交付したことを報告するものである。
- 4 流出文書についての疑惑
ところが、報道等によると、別紙捜査報告書疑惑一覧表記載のとおり、流出文書の記載内容はほとんどが虚偽であり、とりわけ、交付したという情報提供謝礼や捜査協力謝礼が実際には交付されていなかったとされている。
- 5 裏金疑惑
愛媛県警察（以下「県警」という。）における裏金疑惑について、県警は内部調査といった体裁をつくり、裏金疑惑を否定することに躍起となってきたが、流出文書についての裏金疑惑は極めて具体的なもので、実際には交付されなかった情報提供謝礼などが裏金となったことはもはや疑いのない事実と史料される。
- 6 徹底した監査の必要性
残念ながら、愛媛県監査委員は、これまで、県警の裏金疑惑の解明に極めて消極的で、高知県監査委員が行った監査結果と対比するまでもなく、その職責を全うし、県民の期待に応えたものとは到底評価することができなかった。

しかしながら、流出文書は、情報提供者や捜査協力者の住所、職業、氏名などを明記していることから、直接事情聴取をすれば、情報提供謝礼や捜査協力謝礼交付の有無が、直ちに明らかとなるものである。

したがって、直ちに徹底した監査を行い、県警の裏金疑惑を解明すべきである。

7 その他の年度についての監査の必要性

流出文書が作成された年度に限らず、その他の年度においても同様の裏金作りが行われていたことは容易に推察できるところであるから、平成11年度から平成17年度までの間の捜査第一課における捜査報償費について監査を行う必要がある。

請求の要件審査

1 請求期間

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項本文は、住民監査請求の期間を「当該行為のあった日又は終わった日から1年」と定め、同項ただし書では、「正当な理由」があるときは、1年を経過した後であっても、請求することができるとしており、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に請求したかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決参照）とされている。

(2) 本件請求は、捜査報償費の支出があった日から1年を経過しているものも対象としているが、請求書、疎明資料等からすれば、請求人らが、当該捜査報償費の支出が違法又は不当であるとする点については、平成18年4月4日及び5日の新聞報道により初めて知ることができたものと認められ、それ以前には、相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて、当該行為を知ることができなかったものと解される。

(3) そして、本件請求は、平成18年4月26日にされており、上記新聞報道があった同月4日及び5日を基準とすれば、相当な期間内に本件請求がされたものと認められることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると判断し、平成18年5月11日、これを受理した。

2 証明書

住民監査請求に際しては、当該行為を証する書面（以下「証明書」という。）を添えなければならない（法第242条第1項）とされている。

本件請求には、疎明資料が証明書として添付されているが、証明書の記載に関連のない捜査報償費の支出については、直ちに監査実施の必要性は認められないものである。

監査の結果

第1 事実

流出文書に記載されている情報提供者及び捜査協力者（以下「協力者等」という。）に対する文書調査及び聴き取

り調査のほか、愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）の関係職員（平成13年度及び平成14年度当時の捜査第一課長、同課次長及びA警部）を対象とした聴き取り調査を実施するとともに、警察本部を監査した結果、次の事実を確認した。

1 協力者等に対する調査

流出文書に記載されている協力者等に対し、謝礼が交付され、又は支払われているかどうかを確認するため、法第199条第8項の規定に基づき、次のとおり調査した（調査結果の詳細は、別表1のとおり）。

(1) 文書調査

流出文書には、21名の協力者等について、住所、氏名、生年月日、年齢、職業、事件名、謝礼に至った経緯等が記載されていたため、流出文書に住所地として記載のある市町に照会し、その所在を確認した。

次に、平成18年5月12日、その所在を確認できた17名については、住民票に基づく住所地に、確認できなかった残りの4名については、流出文書に記載された住所地に、次に掲げる事項を主な調査項目とした文書を郵送した。

ア あなたの平成 年 月 日（流出文書に記載のある日付）時点又はその頃の住所、氏名、年齢（又は生年月日）、職業は正しいですか。

イ ア記載の時点又はその頃に警察職員から謝礼を受け取りましたか。

ウ 上記の内容について、後日、監査委員又は監査事務局職員があなたから聴き取り調査を行ってもよろしいですか。

エ 本件に関して、監査委員又は監査事務局に連絡しておきたい事項があれば、記入してください。

その結果、21名の協力者等のうち、13名については文書による回答を得たが、3名については「あて所に尋ねあたらぬ」と又は「転居先不明」として返送され、残る5名のうち、2名については電話により協力を依頼したものの回答が得られず、3名については電話連絡もとれなかった。

また、回答のあった13名のうち、流出文書に記載された住所、氏名、年齢（又は生年月日）及び職業について、9名が「正しい」、4名が「正しくない」との回答があり、警察からの謝礼の授受については、4名が「受け取った」、4名が「受け取っていない」、2名が「警察と会っていない」、3名が「その他」となっており、受け取った謝礼は、いずれも菓子箱又は飲食の提供であり、現金を受け取ったとする者はいなかった。

なお、13名のうち、2名からは、監査委員らによる聴き取り調査に応じるとの回答が得られた。

(2) 聴き取り調査

平成18年5月22日及び31日、上記(1)の文書調査において聴き取り調査に応じるとの回答があった2名に対し、監査委員又は監査事務局職員が直接面談し、聴き取り調査を行った。

その結果、1名からは「過去に警察職員が4、5回

来たことがある。現金、手土産とも一切受け取ったことはない。」、他の1名からは「捜査員が聞き込みに来たので話をしたら、翌日菓子箱を持ってきた。捜査員の氏名については記憶にない。現金はもらっていない。」などの証言があり、両名とも謝礼として現金を受け取っていないことを確認した。

2 警察本部における証拠書類調査

平成18年5月17日及び30日、警察本部において、流出文書に記載されている21名の協力者等に対し、捜査第一課の捜査報償費が支出されているかどうかを確認するため、警察本部で保管されている支出証拠書類原本等を調査した。

(1) 支出証拠書類

ア 調査対象期間

流出文書に記載されている日付は、平成14年3月1日から平成15年1月27日までとなっているが、支出手続に要する処理期間も考慮して、平成14年3月1日から平成15年3月31日までを調査対象期間とした。

イ 調査結果

アの調査対象期間における支出証拠書類の状況は、次のとおりである（調査結果の詳細は、別表2のとおり）。

(ア) 協力者等21名のうち、13名に対しては、現金13件（計170,000円）及びギフト券1件（3,000円）が支出されていることを確認したが、残る8名については、支出はなかった。

なお、支出している事案はいずれも、A警部が担当したものであるが、支出証拠書類には、流出文書及び同種の報告文書は一切添付されていないことを確認した。

(イ) 支出している事案について、支出証拠書類に記載された協力者等の住所を確認したところ、流出文書に記載された協力者等の住所と一致するものが1件（ただし、支出証拠書類に番地の記載がないため、字までの一致しか確認できない。）あったものの、他の13件については、流出文書に記載された協力者等の住所と一致しなかった。

(ウ) なお、平成14年3月から平成15年3月までの捜査第一課における捜査報償費の支出について、月別の支出金額を調査したところ、現金出納簿と支出証拠書類に記載された金額の合計は一致することを確認した。

(2) 旅行命令簿

支出している事案の支出証拠書類に記載された支出日とA警部の旅行命令簿とを照合した結果、当該支出日には、A警部に対し捜査用務に係る旅行命令がなされていることを確認した。

3 会計課からの聴き取り調査

平成18年6月2日、警察本部において、流出文書と捜査報償費の支出手続との関係等について確認するため、警察本部会計課から聴き取り調査を実施した。

(1) 捜査報償費の区分及び執行の流れ

捜査報償費は、一般捜査費と捜査諸雑費に区分して執行されており、警察本部における執行の流れは、次のとおりである。なお、協力者等に現金で謝礼を支払う場合は、主として一般捜査費で取り扱うことになる。

ア 一般捜査費

一般捜査費は、捜査員が必要な都度、交付申請し、取扱者（課長、隊長）の決裁により捜査員が現金交付を受け、支払先に現金を支払い、領収書又はレシートを受領の上、その都度精算される。

なお、執行手続の中で、流出文書と同種の報告文書の添付は義務付けられていない。

イ 捜査諸雑費

捜査諸雑費は、協力者等への謝礼や捜査員の通信費など日常の捜査活動において使用する経費であり、同制度は、平成13年度から経理事務の軽減や捜査員の自己負担の軽減等を目的として導入されたものである。捜査員には、毎月当初に、取扱者からあらかじめ用途を特定せずに、捜査責任者である中間交付者（課長補佐、班長）を経由し現金が交付され、交付を受けた捜査員は、支払先に現金を支払い、領収書又はレシートを受領の上、月末に精算する。

(2) 協力者等の仮名使用

平成13年度から平成14年度当時は、協力者等の安全確保や協力者等との信頼関係維持のため、会計書類上、仮名使用が容認されており、仮名を使用する上での制約はなく、仮名の取扱いに係る指導は一切していない。

A警部からは、今回の流出文書に関連する捜査報償費の執行については、いずれも流出文書に記載された協力者等とは別の協力者等に謝礼交付を行い、流出文書に記載された協力者等の名義を仮名として支出証拠書類に記載したものであったとの説明を受けている。

(3) 捜査報償費に係る指導

会計課では、平成14年の初めころ、今後は捜査報償費の個々の執行について、各捜査員が説明を求められることになるので、必要な時にいつでも説明できるよう何らかの記録を残しておく旨の指導を行っていた。

(4) 捜査報告書

捜査報告書については、「捜査第一課は、各警察署の管内で発生した事件に対し、所轄署と合同で捜査するため、捜査報告書を捜査第一課長に提出することではなく、すべて所轄署長あてに提出する。捜査報告書は、解決した事件や時効になったものは、所轄署から検察庁へ送致することになっているが、未解決事件は、所轄署長が管理している。また、捜査報告書とは、捜査活動の過程において上司からの具体的な指示の下で司法警察職員が従事した犯罪捜査のてん末を報告するために作成される司法書類であり、謝礼を交付した旨の記載をすることはしない。流出文書は、県警が組織として統一様式で職員に業務上作成させていたものではなく、そのような文書は認知していない。」との説明があった。

4 流出文書に関する警察本部による調査結果

流出文書及び支出証拠書類の精査やA警部ほか関係者への聴き取りにより、警察本部自らが調査した結果は、次のとおりである。

(1) 「流出文書に記載された提報内容に対して謝礼交付されていると認められるもの」は4件であったが、いずれも流出文書に記載された協力者等とは別の協力者等に謝礼交付を行い、流出文書に記載された協力者等の名義を仮名として支出証拠書類に記載したものであった。

また、支出証拠書類の記載について、氏名は流出文書に記載された協力者等の名義を仮名として使用しているが、住所は実際に謝礼を交付したとされる協力者等(以下「実協力者等」という。)の住所を記載しているため、同一の協力者等の名義でも、流出文書に記載された住所と支出証拠書類の住所は一致しない。

(2) 「流出文書に記載された提報内容に対して謝礼交付されていると認められないもの」は17件であったが、いずれも謝礼交付を念頭に作成したものの、謝礼交付に至らなかったものと認められた。

(3) よって、流出文書と支出証拠書類が内容上完全に一致するものはなく、流出文書21件すべてにおいて、記載された提報内容に対する謝礼として記載された協力者等に対しては、捜査報償費が執行されていないことが認められた。

5 関係職員からの聴き取り調査

平成18年6月2日、警察本部において、監査委員が、平成13年度から平成14年度当時の捜査第一課長、同課次長及びA警部の3名に対し、それぞれ個別に聴き取り調査した結果は、次のとおりである。

(1) 当時の捜査第一課長の証言

ア 捜査報償費の支出手続

捜査報償費を執行する場合は、捜査員の報告に基づき個別の謝礼額を決め、私の決裁後、次長から捜査員に現金を渡していた。

イ 捜査報償費の執行

捜査報償費の適正な執行のため、各捜査員に対しては、誰に支払ったかが分かるようにしておくよう指導しており、捜査報償費については、捜査検討会の中で捜査員から協力者等についての報告があるため、支出証拠書類に記載された協力者等の名義が仮名であるか実名であるかは把握していた。

協力者等の仮名・実名については、私及び次長が、それぞれメモとして記録していたが、捜査第一課として組織的に作成していたものではなく、各種監査・検査に耐えられるよう作成していたものである。

なお、メモは当分の間は保管していたが、後任に引き継いではいない。

ウ 流出文書

流出文書は、組織として作成させたものではなく、A警部が捜査報償費の説明用に独自に作成したものと考えられる。捜査報償費の執行の経緯について

は、個々の事案ごとに説明ができるように何らかの記録を残しておくことを各捜査員に対し指導していたが、このような書式のものを作成することは指示しておらず、記録の方法は捜査員ごとに異なるものである。

流出文書は、捜査第一課長あてとなっているが、これまでに、これを見たことも、同種の報告文書の提出を受けたこともなかった。正規の捜査報告書は、派遣先の所轄署長あてに提出されるものである。

捜査報償費の執行の可否については、おおむね捜査検討会の中で決めるため、捜査員が要望しても、執行が認められないものもある。

エ 捜査報償費執行における仮名使用

A警部が実在する人物を仮名として使ったことから、混乱を招いたと思っている。仮名は架空の名前でよかった。実在する人の氏名を仮名として使ったことが問題である。

平成16年度からは、仮名は使用していない。

オ いわゆる裏金疑惑

実際には交付されなかった情報提供謝礼などが裏金となったとの指摘については、そのような事実はなく、はっきり否定できる。

(2) 当時の捜査第一課次長の証言

ア 捜査報償費の支出手続

捜査報償費を執行する場合は、捜査検討会において、捜査員の申出に基づき、課長と私が協議して謝礼額を決め、課長の決裁後、私から捜査員に現金を渡していた。

なお、現金は、私が金庫に保管していた。

イ 捜査報償費の執行

捜査報償費については、捜査検討会の中で捜査員から協力者等についての報告があるため、支出証拠書類に記載された協力者等の名義が仮名であるか実名であるかは支出する段階で分かっていた。

協力者等の実名については、私自身がメモとして記録していたが、正式な書類としては、そのような書類はない。

なお、メモは異動の際などに処分することもあるが、協力者等の実名については、協力者等に対し、氏名を絶対に出さないということで協力をしていただいているため、記録が残っていたとしても、提出することはできない。

ウ 流出文書

流出文書は、正規の捜査報告書の体裁であるが、正規のものは罫線が入っており、流出文書は、A警部が独自に作成したものと考えられる。捜査報償費の執行の経緯については、何らかの記録を残しておくことを各捜査員に対し指導していたが、このような書式のものを作成することは指示していない。

エ 捜査報償費執行における仮名使用

当時は、仮名使用の運用が認められていたため、捜査員によって違いはあるものの、支出証拠書類は、ほとんど仮名で記載されていたと思う。

仮名を使用する理由は、実名を出さないことにより、協力者等が安心して情報提供することができ、協力者等との信頼関係を維持するためであるが、実在する人の氏名を仮名として使ったことについては、申し訳なく思っている。

オ いわゆる裏金疑惑

実際には交付されなかった情報提供謝礼などが裏金となったとの指摘については、そのような事実はない。

(3) A 警部の証言

ア 流出文書作成の経緯

流出文書は、ほぼ私が作成したものに間違いなく、他の捜査員も執行の手控えや記録は残していたが、このような文書は、私が独自に作成したものである。

文書を作成するようになったのは、当時、捜査報償費の個々の執行について、各捜査員に説明が求められることになるという上司の指導があり、何らかのメモや報告書を作らないといけないと思い、作成したものである。パソコンを使って捜査報告書や他の流出文書と同種の文書の文言を切り貼りして作成すれば、早く簡単にできるため、このようなメモを作成したが、結局、提出を求められることはなかった。

イ 仮名使用について

当時は、仮名使用の運用が認められており、凶悪事件の場合は、実協力者等が事件にかかわりたくないため仮名にしてほしいとの意向が強く、謝礼交付の支出証拠書類は、ほとんど仮名を使用していた。

実協力者等については、捜査検討会で報告するので、課長や次長は、その実名は分かっているはずである。

ウ 流出文書と捜査報償費執行との関係

協力者等に対し、謝礼を交付したいという気持ちがあったので、流出文書の内容は、表現を若干強調して記載した面はある。中には、会っていない人の氏名で、実協力者等から得た情報を記載したものや、実在する人の氏名の一部を変えて記載したものもある。

今回の流出文書に関して謝礼を交付したのは、いずれも流出文書に記載された協力者等とは別人である。

なお、謝礼を交付したくても、認められなかった場合には、自腹で菓子箱などを持っていくこともあった。

エ いわゆる裏金疑惑

上司から架空の支払伝票を作るように指示されたことはない。

6 捜査報告書等の確認

会計課からの説明の過程で、流出文書が正規の捜査報告書とは別の文書であるかどうか確認するため、監査委員が捜査報告書原本の提示を求めて確認した結果は、次のとおりである。

(1) 捜査報告書原本の体裁は、流出文書と類似のものであったが、原本は罫線のある用紙の上に印字され、作成者の自署・押印があり、あて先は所轄署長あてとなっていた。

また、謝礼交付に関連する記載はなかった。

(2) 流出文書以外に、A 警部が備忘録として当時のことを自身の実務日誌に記録していたとの説明があり、当該実務日誌の提示を受けて確認したところ、実協力者等の氏名の一部についてマスキングがあり、実協力者等の氏名そのものは分からなかったが、マスキングされていない氏名の一部から判断して、流出文書や支出証拠書類に記載されている協力者等の氏名とは異なるものであった。

(3) そこで、捜査報償費の執行の事実は、実協力者等に対し直接調査しなければ、最終的に確認することができないため、実協力者等の氏名を明らかにするよう県警に強く申し入れたが、県警からは、実協力者等に直接の調査をしないという条件が守られない限り、実協力者等の氏名については、実協力者等の保護を図る必要があること、実協力者等からは氏名を明かさないと条件に捜査に協力してもらっており、信頼関係を損なうおそれがあることなど、今後の捜査活動への支障などを理由に、全面的な開示はできないと拒否された。

このような県警のかたくなな姿勢は、平成16年の愛媛県知事からの要求による監査（以下「特別監査」という。）及び平成17年5月9日付けで提出された住民監査請求による監査の場合と同様であった。

第2 決定の理由

1 報道等によると、別紙捜査報告書疑惑一覧表記載のしており、流出文書の記載内容はほとんどが虚偽であり、とりわけ、交付したという情報提供謝礼や捜査協力謝礼が実際には交付されていなかったとされているとの点について

(1) 流出文書については、第1の6の(1)で述べたとおり、正規の捜査報告書と体裁は似ているものの、所轄署長あてとなっていないこと及び謝礼交付に関連する記載がなされていることから、正規の捜査報告書ではない。

また、捜査報償費の支出手続において、流出文書と同種の報告文書の添付は義務付けられておらず、支出証拠書類原本の確認においても、これらの文書は一切添付されていなかった。

さらに、当時の捜査第一課長、同課次長及びA 警部の聴き取り調査においても、同種の報告文書は組織的には作成していなかったとしている。

以上のことから、流出文書については、A 警部が謝礼執行をする場合の備忘録として残しておくために、A 警部自身の判断で作成した個人的なメモであって、組織的に用いる公文書として使用されているものではないとの警察本部の説明を否定する根拠はない。

(2) 流出文書に記載された協力者等に対し、文書調査及び聴き取り調査を実施した結果は、第1の1で述べた

とおりであり、調査に対する回答があった協力者等に対しては、現金による謝礼交付がなされていないことが認められた。

(3) また、支出証拠書類調査において、第1の2の(1)で述べたとおり、協力者等21名のうち、13名に対しては、捜査報償費14件が支出されていることを確認したが、会計課及びA警部は、いずれも流出文書に記載された協力者等とは別の協力者等に謝礼交付を行い、流出文書に記載された協力者等の名義を仮名として支出証拠書類に記載したものであると説明している。

(4) したがって、流出文書に記載された協力者等21名に対し、現金による謝礼交付はなされていないと認められる。

2 県警における裏金疑惑について、県警は内部調査といった体裁をつくり、裏金疑惑を否定することに躍起となってきたが、流出文書についての裏金疑惑は極めて具体的なもので、実際には交付されなかった情報提供謝礼などが裏金となったことはもはや疑いのない事実と史料されるとの点について

(1) 前述のとおり、会計課及びA警部は、支出された事案すべてにおいて、流出文書に記載された協力者等の名義を仮名として使用したものと説明している。

(2) 請求人が「実際には交付されなかった情報提供謝礼などが裏金となったことはもはや疑いのない事実と史料される」という点については、支出された事案すべてに仮名を使用し、しかも、そのほとんどが実在する協力者等の氏名を仮名として使用したことが、裏金の疑いを招くことになったと考えられる。

(3) しかしながら、第1の6の(3)で述べたとおり、実協力者等の氏名が開示されなかったことにより、実協力者等に対する直接の調査ができず、捜査報償費執行が適正になされた事実を最終的に確認することができなかったものの、流出文書がA警部の個人的メモであり、組織的に用いる公文書としては使用されていないこと、支出証拠書類には流出文書と同種の報告文書が一切添付されていないこと、同一名義でありながら、流出文書に記載された協力者等の住所と支出証拠書類上の協力者等の住所が一致しなかったこと、当時の捜査第一課では、協力者等の仮名使用が一般的であったこと、さらに、違法又は不当な支出を裏付ける書類や証言等もないことから、違法又は不当な支出があったとまでは断定することはできない。

(4) また、請求人からは、協力者等に対する支出が直ちに裏金となったとする証拠は示されておらず、実際には交付されなかった協力者等に対する謝礼などが裏金となったとまでは判断できない。

3 流出文書は、情報提供者や捜査協力者の住所、職業、氏名などを明記していることから、直接事情聴取をすれば、情報提供謝礼や捜査協力謝礼交付の有無が、直ちに明らかとなるものであり、直ちに徹底した監査を行い、県警の裏金疑惑を解明すべきであるとの点について

本件請求に対する監査においては、第1で述べたとおり、流出文書に記載された協力者等に対する文書調査や

聴き取り調査により、事実関係を直接確認しているほか、警察本部における証拠書類調査や関係職員からの個別の聴き取り調査を実施しており、裏金疑惑の解明については、前記2で述べたとおりである。

4 流出文書が作成された年度に限らず、その他の年度においても同様の裏金作りが行われていたことは容易に推察できるところであるから、平成11年度から平成17年度までの間の捜査第一課における捜査報償費について監査を行う必要があるとの点について

(1) 請求人らは、流出文書において謝礼を交付されたとされる協力者等が実際には謝礼を受け取っていないとする報道等をもって、捜査第一課において支出された捜査報償費については、執行の事実がなく裏金とされていたことが強く疑われるため、流出文書の日付が含まれる年度に限ることなく、平成11年度から平成17年度までの間の捜査第一課の捜査報償費の執行を対象として監査を求めている。

(2) 住民監査請求は、法第242条第1項に規定されているとおり、監査の対象とする行為等を違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実とし、また、その請求に当たっては、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、所要の措置を講ずるよう求めるものとされている。

(3) また、監査の対象とする行為等については、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する（最高裁判平成2年6月5日第三小法廷判決参照）とされているところである。

(4) ところで、請求人が疎明資料により、個別的、具体的にその違法性又は不当性を主張している捜査報償費の執行については、前記2で述べたとおりである。

(5) また、捜査報償費の執行について、執行の事実がなく裏金とされていたかどうかについては、前記2の(4)で述べたとおりである。

(6) したがって、平成11年度から平成17年度までの間の捜査第一課における捜査報償費については、流出文書に関連する平成14年3月から平成15年1月までの捜査報償費の一部の執行を除き、請求人らから違法性又は不当性の個別的、具体的な摘示もされておらず、流出文書に関連する捜査報償費の執行についても、違法又は不当な支出があったとまではいえず、裏金とされていたことを裏付ける証拠はないため、すなわち流出文書の記載との関連が何ら認められない以上、当該期間のすべての執行を一体とみて監査を求める主旨の請求

人らの請求は認められない。

第3 結論

以上のとおり、疎明資料に関連する捜査報償費の執行については、実協力者等に対する直接の調査ができなかったことから、最終的に確認することはできなかったものの、違法又は不当な執行があったとまでは断定することはできない。

また、裏金として執行されていたという疑いを裏付ける証拠はない。

したがって、請求人らの主張する捜査第一課における、平成11年度から平成17年度までの間の、捜査報償費の予算の執行状況に対して監査を行い、違法又は不当な予算執行について、返還を求めるなど適切な措置を講じることを請求するとする請求人らの請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 意見

監査において、当時の捜査第一課では、事件にかかわりたくない実協力者等のほとんどが仮名を希望するほか、実協力者等との信頼関係を維持し、安心して情報提供することが可能となるよう、謝礼交付の際は、ほとんどの場合において仮名使用が行われていたとの説明があった。

仮名の使用については、会計処理上適当でないことは、特別監査の結果報告でも指摘したとおりである。特に、今回の事案では、仮名を使用したとしても、インターネット上への情報流出により、実在する人の氏名が表面化したことは、公務員に課せられている「秘密を守る義務」の面からも問題である。

県警においては、平成16年度から、支出手続において、仮名を使用しない運用とするほか、所属長等の捜査幹部は、実協力者等を適正に管理し、捜査報償費を執行した捜査員に対し、支払の事実を確認することとしているところであるが、この点についての指導を徹底し、適正に捜査報償費を執行することにより、県民からの信頼が得られるよう努められたい。

平成18年6月23日

愛媛県監査委員	吉	久	宏
	同	壺	内 紘 光
	同	玉	井 実 雄
	同	竹	田 祥 一

(別紙)

捜査報告書疑惑一覧表

番号	日付	情報提供者	疑 惑 状 況
1	14.3.1 ~ 15.1.27	a	来たが、金はもらってない。
2		b	
3		c	内容は合っている。肩書きが違う。金はもらってない。
4		d	食事をおごられた。金はもらっていない。
5		e	名前が漏れたことに遺憾。金も物ももらってない。
6		f	聞き込みに来たが金はもらってない。
7		g	話をしたのは奥さん。金はもらってない。
8		h	奥さん、息子さんの3人が対応。内容違う。金はもらってない。
9		i	対応したのは で、 は当時12歳の息子。謝礼なし。
10		j	
11		k	住所地にこの名前の人物が住んでいた形跡なし。
12		l	昨年転勤。転居先不明。
13		m	内容が違う。金はもらってない。
14		n	警察は来たが、内容は違う。金はもらってない。
15		o	連絡先不明。
16		p	供述ほぼ正確。年齢が若く書かれている。謝礼なし。
17		q	警察は来ていない。住所・年齢が違う。
18		r	話の内容が違う。菓子折りをももらっただけ。
19		s	不在・未確認。
20		t	警察は来ていない。番地が違う。
21		u	何回か来た。金もらってない。

(注) 一部記載を省略し、順序を置き換えている。

別表1

協力者等に対する調査結果

- 1 市町に対し、請求人らから提出された疎明資料（流出文書）に記載のあった協力者等21名の住民票を確認
 該当あり 17名 該当なし 4名
- 2 文書調査

調査対象者数		21	
調 査 結 果	回答があったもの	13	
	【問1】住所、氏名、年齢（生年月日）、職業について	① 正しい	9
		② 正しくない	(注1) 4
	【問2】警察職員から謝礼を受け取りましたか	① 受け取った	(注2) 4
		② 受け取っていない	4
		③ 警察と会っていない	2
		④ その他	(注3) 3
	【問3】後日、聴き取り調査を行ってもよろしいですか	① はい	2
		② いいえ	7
		③ その他	4
意見等	(注4) 3		
回答がなかったもの	5		
「あて所に尋ねあたらない」又は「転居先不明」のため返送されたもの		3	

問1及び問2については、疎明資料（流出文書）に記載のあった年月日、当時の状況について調査したものである。

(注1) 「正しくない 4」の内訳は次のとおり

- ・住所、職業 1
- ・住所、生年月日、職業 1
- ・年齢 1
- ・住所、生年月日 1

(注2) 「受け取った 4」の内訳は次のとおり

- ・菓子箱 3
- ・菓子箱及び飲食 1

(注3) 「その他 3」の内訳は次のとおり

- ・何ももらっていない（警察職員かどうかわからない）。 2
- ・無回答 1

(注4) 「意見等」の内容は次のとおり

- ・警察からも説明を求めたい。
- ・新聞社やテレビ局が仕事に話を聞かせてほしいとやって来て、非常に迷惑している。この件に関し、一斉関係したくない。
- ・わずらわしいのでやめていただきたい。

3 聴き取り調査

2の文書調査の問3において、同意のあった2名に対し、聴き取り調査した結果は次のとおりである。

調査年月日	調 査 結 果
平成18年5月22日	協力者等に対し、監査委員又は監査事務局職員が直接面談し、文書調査における回答内容のとおりであることを確認した。
平成18年5月31日	

別表2

支出証拠書類の状況

請求人から提出された 疎明資料（流出文書）		左記の協力者等に対する捜査報償費の支出状況 （平成14年3月1日～平成15年3月31日）		
日付	協力者等	支出の有無	謝礼内容	支出先である協力者等の住所
平成14年3月1日 ～ 平成15年1月27日	21名	有 13名	現金（13件） 10,000円～20,000円	流出文書に記載された協力者等の住所と一致するもの（番地を除く） 1件
			ギフト券（1件） 3,000円	流出文書に記載された協力者等の住所と一致しないもの 13件
			計 14件 173,000円	
		無 8名		

